証券コード4419
2026年６月９日
（電子提供措置の開始日　2026年６月４日）

株　主　各　位

東京都千代田区九段北一丁目８番10号
住友不動産九段ビル９階
株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス
代表取締役社長ＣＥＯ　林　　良　太

# 第12回定時株主総会招集のご通知

拝啓　初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
　今般当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト　https://finatext.com/hd/ir

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東京証券取引所ウェブサイト
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

　なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。

敬　具

記

１　日　　時　　2026年６月２６日（金）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）

２　場　　所　　ベルサール九段　Ｒｏｏｍ４
（東京都千代田区九段北一丁目８番10号 住友不動産九段ビル４階）

3　会議の目的事項

＜報告事項＞　1．第12期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第12期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

以　上

お願い　なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出ください。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# 株主様向けライブ配信・質問方法のご案内

本総会につきましては、株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

**※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。**

1．配信日時

2026年６月２６日（金）午前10時00分～

2．アクセス方法

接続先：https://web.sharely.app/login/hd-finatext-12

＜必要事項＞株主番号、郵便番号

① 上記のURLを入力いただくか、上記の図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

※「 QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 接続されましたら、出席票に記載されている上記必要事項の２項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。予めご了承ください。

【バーチャル株主総会Sharely問い合わせ窓口】

電話番号：03-6683-7661

受付時間：2026年６月２６日（金曜日）午前９時00分～株主総会終了時まで

3．事前質問方法

接続先：https://web.sharely.app/e/hd-finatext-12/pre_question

＜必要事項＞株主番号、郵便番号

① 上記のURLをご入力いただくか、上記の図のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

※「 QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 接続されましたら、出席票に記載されている上記必要事項の２項目を画面表示に従って入力し、ログインしていただき、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

**［事前質問受付期間］**

**2026年６月９日（火曜日）午前10時00分～2026年６月２３日（火曜日）午後６時00分**

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合、ご質問内容により全てのご質問にお答えできない場合があります。

以上

＜注意事項＞

- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみの撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
  https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

# 事　業　報　告

（自　2025 年 4 月 1 日
至　2026 年 3 月31 日）

## 1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「金融をサービスとして再発明する」をミッションに掲げております。このミッションのもと、金融サービス事業者向けの次世代クラウド基幹システムの提供等を通じて、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにすることを目指しております。

今般、グローバルな経済環境の影響を受け、日本経済も見通しが不透明な状況が続いています。しかしながら、金融サービスにおけるデジタルトランスフォーメーションの流れは衰えることなく、当社グループが提供するサービスのニーズもより一層高まっていると認識しております。

このような事業環境のもと、当連結会計年度においては、継続的な事業成長を実現するため、引き続き人材採用や機能拡充に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、前連結会計年度末以降、金融インフラストラクチャ事業において新規パートナーの導入に伴うフロー収益の増加と既存パートナーのサービス成長に伴う従量課金収益の増加、ビッグデータ解析事業において新規事業の立ち上がりに伴うフロー収益の増加により、当連結会計年度における売上高は11,052,543千円（前年同期比43.5%増）、営業利益は1,900,527千円（前年同期比100.0%増）、経常利益は1,862,178千円（前年同期比97.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は回収可能性が認められた繰延税金資産の増加に伴う法人税等調整額の計上などにより1,513,173千円（前年同期比129.4%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

（ｉ）金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業では、金融サービスを運営するために必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして顧客に提供しております。

証券インフラストラクチャビジネスでは、サービス提供しているパートナーへの保守運用サービス、合意済みのパートナーに向けた初期開発に注力しました。当連結会計年度においては、新規パートナーへの開発支援によるフロー収益と投資一任サービスを提供するパートナーの顧客が保有するAUMの拡大等に伴って増加する従量課金収益が売上高の拡大に寄与しました。サービスの初期開発については、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社やベイビュー・アセット・マネジメント株式会社などが「BaaS」を導入しまし

た。この結果、「BaaS」上での稼働サービス数は28サービス（前連結会計年度末時点：19サービス）となっております。

保険インフラストラクチャビジネスでは、新規パートナーの獲得に向け、当社グループの保険基幹システムである「Inspire」の機能拡充に注力しました。当連結会計年度においては、SBI損害保険株式会社などが「Inspire」を導入しました。この結果、「Inspire」の導入企業数は17社（前連結会計年度末時点：11社）となっております。

クレジットインフラストラクチャビジネスでは、引き続きクレジットインフラストラクチャ「Crest」の基盤開発に注力しました。当連結会計年度においては、JCOMフィナンシャル株式会社などが「Crest」を導入しました。この結果、「Crest」上での稼働社数は５社（前連結会計年度末時点：２社）となっております。

コスト面については、証券インフラストラクチャビジネス、保険インフラストラクチャビジネス、及びクレジットインフラストラクチャビジネスともに、将来のビジネス拡大に備えるために、引き続き人材採用を中心とした先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の金融インフラストラクチャ事業の売上高は6,635,453千円（前年同期比46.5%増）、セグメント利益は929,504千円（前年同期比97.6%増）を計上しました。

（ⅱ）フィンテックシフト事業

当連結会計年度より、報告セグメント「フィンテックソリューション事業」について事業内容をより明確に表現するため、「フィンテックシフト事業」に名称を変更しています。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

フィンテックシフト事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。

当連結会計年度では、システム構築を支援した既存顧客向けに追加機能拡充の支援等を進めました。

以上の結果、当連結会計年度のフィンテックシフト事業の売上高は1,507,911千円（前年同期比12.1%増）、セグメント利益は6,223千円（前年同期比95.6%減）となりました。

（ⅲ）ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業の持つビッグデータを主に金融業界及び不動産業界向けに提供するデータサービスビジネス、生成AIの活用を支援するデータAIソリューションビジネスを行っております。

データサービスビジネスでは、昨年度にリリースした不動産業界向けソリューションである「DataLensHub」の機能拡充を行いました。

データAIソリューションビジネスでは、昨年度から新規事業として開始し、データウェアハウスから業務アプリケーションの開発まで網羅的に支援できる体制の構築を行いました。

以上の結果、データサービスビジネスの「DataLensHub」とデータAIソリューションビジネスで新規顧客の獲得が伸長し、当連結会計年度のビッグデータ解析事業の売上高は2,909,178千円（前年同期比59.2%増）、セグメント利益は835,819千円（前年同期比109.1%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達を実施しておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は300,794千円であり、その主なものは、附属設備の取得24,385千円、ソフトウェア（自社開発に係るソフトウェア仮勘定も含む）234,680千円、工具器具備品の取得41,728千円であります。

(4) 財産及び損益の状況

| 区分 | 自2022年4月1日<br>至2023年3月31日<br>第９期 | 自2023年4月1日<br>至2024年3月31日<br>第10期 | 自2024年4月1日<br>至2025年3月31日<br>第11期 | 自2025年4月1日<br>至2026年3月31日<br>第12期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 3,820,972千円 | 5,375,312千円 | 7,702,356千円 | 11,052,543千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △388,016千円 | △78,447千円 | 659,714千円 | 1,513,173千円 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） | △7円92銭 | △1円58銭 | 13円00銭 | 29円39銭 |
| 純資産 | 8,801,911千円 | 8,721,935千円 | 9,627,174千円 | 11,561,543千円 |
| 総資産 | 17,709,825千円 | 20,175,791千円 | 19,026,948千円 | 23,286,854千円 |
| １株当たり純資産 | 166円93銭 | 163円40銭 | 174円41銭 | 202円66銭 |

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、「金融を'サービス'として再発明する」というミッションを実現するために、子会社の事業を通じて金融インフラストラクチャ事業、フィンテックシフト事業及びビッグデータ解析事業の展開を行い、特に、金融インフラストラクチャ事業の機能拡充とパートナー数の拡大に取り組んでおります。また、当社グループでは、事業拡大を目指して開発投資や人件費・採用費を中心に積極的な先行投資を進めている段階です。金融インフラストラクチャ事業は、サービス数が増加しても当社グループの広告宣伝費は著しく増加せず、機能拡充のための開発費もパートナー数が増加するほど1社あたりの費用負担は低減する傾向にあるため、収益性の改善においては新たなパートナー企業の獲得及びエンドユーザー増加に伴うトランザクションの増加による売上高の拡大が重要になります。今後も開発投資や採用などの先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。そのためにはテクノロジーと金融の双方に明るい優秀な人材を採用し強い組織体制を整備することが重要であると考えております。

(6) 主要な事業内容

当社は、以下に記載している事業を営む国内外の子会社の株式を所有し、それらの会社の事業活動を支配・管理することを事業目的としております。

当社グループは、以下の３つの事業を展開しております。

①金融インフラストラクチャ事業

金融サービスを運営するために必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして顧客に提供しております。

②フィンテックシフト事業

金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援として、ソフトウェアの受注開発及びサービスの提供を行っております。

③ビッグデータ解析事業
　ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業が持つビッグデータを機関投資家や官公庁に提供するデータライセンスビジネス、生成AIの活用を支援するデータAIソリューションビジネス、企業のデータ利活用を支援するデータ解析支援ビジネスを行っております。

(7) 主要な営業所及び従業員の状況（2026年３月31日現在）
①主要な営業所
　本社　東京都千代田区九段北一丁目8番10号　住友不動産九段ビル9階
②従業員の状況
　企業集団の従業員数414名〔11名〕（前連結会計年度末比＋73名）
　企業集団の従業員数は就業人員（業務委託契約締結者、及び派遣社員を除き、社外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（派遣社員を含む）は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年３月31日現在）
①親会社の状況
　該当事項はありません。

②子会社の状況

| 名　称 | 議決権比率 | 主な事業内容 |
|---|---|---|
| 株式会社Finatext | 100.0% | モバイルアプリの開発・運営を通じた送客<br>リテール向けフィンテックシフトの開発・運営<br>保険インフラストラクチャ及びクレジットインフラストラクチャの提供 |
| 株式会社ナウキャスト | 100.0% | 経済関連ビッグデータ解析 |
| 株式会社スマートプラス | 85.0% | 金融商品取引業<br>証券インフラストラクチャの提供 |
| スマートプラス少額短期保険株式会社 | 93.0% | 少額短期保険業 |
| 株式会社スマートプラスクレジット | 100.0% | 貸金業 |
| 株式会社Teqnological | 70.0% | ウェブ及びモバイルアプリの開発・運営 |

(9) 主要な借入先及び借入額（2026年３月31日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,717,900千円 |

## ２．会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

①発行可能株式総数　174,000,000株
②発行済株式の総数　51,898,340株
③株主数　10,680名
④大株主（上位10名）

| 氏名又は名称 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 林　良太 | 18,959,330 | 36.5 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 4,022,800 | 7.8 |
| ａｕフィナンシャルホールディングス株式会社 | 3,203,385 | 6.2 |
| ＩＮＤＵＳ　ＪＡＰＡＮ　ＬＯＮＧ　ＯＮＬＹ　ＭＡＳＴＥＲ　ＦＵＮＤ，　ＬＴＤ | 1,541,300 | 3.0 |
| 株式会社ＧＣＩキャピタル | 1,287,525 | 2.5 |
| 野村證券株式会社 | 1,211,816 | 2.3 |
| 伊藤　祐一郎 | 1,169,062 | 2.3 |
| 株式会社日本経済新聞社 | 933,408 | 1.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 810,400 | 1.6 |
| 戸田　真史 | 700,020 | 1.3 |

## 3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長CEO | 林　　良　太 | 株式会社Finatext　取締役<br>株式会社ナウキャスト　取締役<br>株式会社スマートプラス　取締役<br>スマートプラス少額短期保険株式会社　取締役<br>株式会社Teqnological　取締役 |
| 取締役ＣＦＯ | 伊　藤　祐一郎 | 株式会社Finatext　取締役<br>株式会社ナウキャスト　取締役<br>株式会社スマートプラス　取締役<br>株式会社スマートプラスクレジット　取締役 |
| 取締役CTO/CISO | 田　島　悟　史 | － |
| 取　締　役 | 山　内　英　貴 | 株式会社GCIアセット・マネジメント 代表取締役CEO兼社長<br>株式会社GCIキャピタル 代表取締役<br>一般社団法人京都ラボ 代表理事<br>そろタッチ株式会社 取締役 |
| 監　査　役 | 佐　藤　　守 | 株式会社Finatext　監査役<br>スマートプラス少額短期保険株式会社　監査役 |
| 監　査　役 | 野　村　亮　輔 | 株式会社レトリバ　監査役<br>エジソン法律事務所　パートナー<br>株式会社BioPhenoMA　監査役<br>forest株式会社　監査役 |
| 監　査　役 | 片　岡　久　依 | 片岡久依公認会計士事務所　所長<br>株式会社ROMS　監査役<br>スタートバーン株式会社　監査役<br>監査法人Bloom　代表社員<br>野村マイクロ・サイエンス株式会社　取締役（監査等委員）<br>SBIバイオテック株式会社　監査役 |

（注）1．取締役　山内英貴氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2．監査役　佐藤守氏、野村亮輔氏、片岡久依氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
3．当社は、取締役　山内英貴氏、監査役　佐藤守氏、野村亮輔氏及び片岡久依氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役　佐藤守氏は、長年にわたりグローバル金融機関において財務・会計・監査に携わり、企業金融や監査における豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役　野村亮輔氏は、弁護士として10年以上の企業法務経験に基づく豊富な知識と経験があり、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役　片岡久依氏は、公認会計士として長年にわたり有限責任監査法人トーマツにおいて様々な業種における監査に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの取締役、監査役であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2022年５月13日開催の取締役会決議により以下のとおり定めております。なお、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬については、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、各取締役の役割と責務を踏まえ、適正な報酬水準となるような報酬体系とします。

２．役員報酬等の内容

当社の取締役に対する報酬は基本報酬及び賞与で構成するものとします。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会にて決定した総額の限度内とします。基本報酬は、月次で支給するものとし、取締役の役位、職責、在任年数、会社の業績等を総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。役員賞与は、会社の経営状況に合わせ報酬限度額の範囲内において行い、賞与の配分は、取締役会の協議で決定するものとします。

３．取締役の個人別の報酬等の内容

個人別の基本報酬額については取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長CEO林良太が、事前に社外取締役の適切な助言を得た上で、その具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、林氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとします。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | ストック・オプション | |
| 取締役（社外取締役を除く） | 54,750 | 54,750 | ― | ― | 3 |
| 監査役（社外監査役を除く） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 社外取締役 | 2,250 | 2,250 | ― | ― | 1 |
| 社外監査役 | 11,700 | 11,700 | ― | ― | 3 |

（注）1. 取締役(社外取締役を含む)の報酬限度額は、2024年6月28日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）となります。

2. 監査役(社外監査役を含む)の報酬限度額は、2019年６月28日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は２名となります。

## 4．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、前記「3．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

社外取締役山内英貴氏が代表取締役を務める株式会社GCIキャピタルが当社の普通株式1,287,525株を保有しており、且つ当社子会社株式会社スマートプラスと取引関係を有しております。同氏が代表取締役を務める株式会社GCIアセット・マネジメントと当社子会社株式会社ナウキャスト及び株式会社スマートプラスにおいてそれぞれ取引関係を、同氏が代表理事を務める一般社団法人京都ラボと当社子会社株式会社Ｔｅｑｎｏｌｏｇｉｃａｌ及び株式会社ナウキャストにおいて、それぞれ取引関係を有しております。しかしながら、これらの取引関係は他の企業との取引と同様の取引条件であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

なお、その他の各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 山　内　英　貴 | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、グローバルな金融分野における豊富な経験、幅広い観点から、必要な発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 佐　藤　　守 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、CFOや監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 野　村　亮　輔 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 片　岡　久　依 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 43,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 57,000 〃 |

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理に関する保証業務を依頼しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6．株式会社の支配に関する基本方針

現時点では、特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

## 7．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、中長期的には安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。しかしながら、現時点で当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために創業以来必要な内部留保の確保を優先しております。内部留保資金については、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

※　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

2026年３月31日現在

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **21,748,078** | **流動負債** | **10,777,291** |
| 現金及び預金 | 3,932,027 | 買掛金 | 43,047 |
| 売掛金 | 2,259,721 | 契約負債 | 239,633 |
| 契約資産 | 543,013 | 未払金 | 853,118 |
| 営業貸付金 | 4,457,810 | 証券業における預り金 | 6,576,899 |
| 買取債権 | 57,752 | 証券業における受入保証金 | 9,433 |
| 証券業における預託金 | 7,210,000 | １年内返済予定の長期借入金 | 900,240 |
| 証券業における信用取引資産 | 49,896 | 未払法人税等 | 426,220 |
| 証券業における短期差入保証金 | 2,019,475 | その他 | 1,728,697 |
| 証券業における立替金 | 180,238 | | |
| 未収入金 | 675,966 | | |
| その他 | 420,240 | **固定負債** | **883,350** |
| 貸倒引当金 | △58,064 | 長期借入金 | 817,660 |
| | | 資産除去債務 | 65,690 |
| | | **特別法上の準備金** | **64,669** |
| | | 金融商品取引責任準備金 | 64,669 |
| **固定資産** | **1,538,775** | **負債合計** | **11,725,310** |
| **有形固定資産** | **114,366** | **（純資産の部）** | |
| **無形固定資産** | **767,251** | **株主資本** | **10,497,427** |
| **投資その他の資産** | **657,158** | **資本金** | **183,012** |
| 投資有価証券 | 46,153 | **資本剰余金** | **12,310,832** |
| 繰延税金資産 | 382,991 | **利益剰余金** | **△1,996,344** |
| 長期差入保証金 | 219,480 | **自己株式** | **△73** |
| その他 | 8,532 | **その他の包括利益累計額** | **20,099** |
| | | 為替換算調整勘定 | 20,099 |
| | | **新株予約権** | **335,432** |
| | | **非支配株主持分** | **708,584** |
| | | **純資産合計** | **11,561,543** |
| **資産合計** | **23,286,854** | **負債純資産合計** | **23,286,854** |

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 連 結 損 益 計 算 書

自　2025　年 4 月 1 日
至　2026　年 3 月31日

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **11,052,543** |
| **売上原価** | | **3,401,023** |
| **売上総利益** | | **7,651,520** |
| **販売費及び一般管理費** | | **5,750,992** |
| **営業利益** | | **1,900,527** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 12,533 | |
| 受取配当金 | 40 | |
| 業務受託料 | 1,517 | |
| 消費税差額 | 126 | |
| その他 | 4,691 | 18,909 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 27,603 | |
| 為替差損 | 21,844 | |
| その他 | 7,810 | 57,259 |
| **経常利益** | | **1,862,178** |
| **特別損失** | | |
| 金融商品取引責任準備金繰入 | 1,195 | 1,195 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,860,982** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 474,321 | |
| 法人税等調整額 | △303,543 | 170,777 |
| **当期純利益** | | **1,690,205** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | | **177,032** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,513,173** |

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

2026年３月31日現在

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **704,752** | **流動負債** | **1,079,861** |
| 現金及び預金 | 236,812 | １年内返済予定の長期借入金 | 900,240 |
| 前払費用 | 66,131 | 未払金 | 81,834 |
| 未収入金 | 363,772 | 未払費用 | 1,238 |
| その他 | 38,036 | 未払法人税等 | 57,420 |
| | | 預り金 | 2,777 |
| | | その他 | 36,350 |
| | | **固定負債** | **883,350** |
| | | 長期借入金 | 817,660 |
| | | 資産除去債務 | 65,690 |
| **固定資産** | **9,824,440** | | |
| **有形固定資産** | **113,852** | **負債合計** | **1,963,211** |
| 建物及び構築物 | 49,613 | **(純資産の部)** | |
| 器具備品 | 64,239 | **株主資本** | **8,230,549** |
| **無形固定資産** | **2,791** | **資本金** | **183,012** |
| **ソフトウェア** | **2,791** | **資本剰余金** | **11,371,078** |
| **投資その他の資産** | **9,707,797** | 資本準備金 | 158,012 |
| 投資有価証券 | 46,153 | その他資本剰余金 | 11,213,065 |
| 関係会社株式 | 3,806,097 | **利益剰余金** | **△3,323,467** |
| 長期差入保証金 | 211,678 | その他利益剰余金 | △3,323,467 |
| 関係会社長期貸付金 | 5,500,000 | 繰越利益剰余金 | △3,323,467 |
| 繰延税金資産 | 143,868 | **自己株式** | **△73** |
| | | **新株予約権** | **335,432** |
| | | **純資産合計** | **8,565,981** |
| **資産合計** | **10,529,193** | **負債純資産合計** | **10,529,193** |

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 損　益　計　算　書

自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,881,693** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,052,914** |
| **営業利益** | | **828,778** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 69,126 | |
| その他 | 54 | 69,180 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 22,539 | |
| 為替差損 | 234 | |
| その他 | 3,265 | 26,040 |
| **経常利益** | | **871,918** |
| **特別利益** | | |
| 信託型ストックオプション関連損失引当金戻入益 | 1,344 | 1,344 |
| **特別損失** | | |
| 関係会社株式評価損 | 293,316 | 293,316 |
| **税引前当期純利益** | | **579,946** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 59,129 | |
| 法人税等調整額 | △114,464 | △55,335 |
| **当期純利益** | | **635,281** |

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス
取 締 役 会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鈴木　智佳子

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　原澤　哲史

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングスの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス
　取　締　役　会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業　務　執　行　社　員　公認会計士　鈴木　　智佳子

指定有限責任社員
業　務　執　行　社　員　公認会計士　　原澤　　哲史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス　監査役会

| | | | |
|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | （社外監査役） | 佐藤　守 | ㊞ |
| 社外監査役 | | 野村　亮輔 | ㊞ |
| 社外監査役 | | 片岡　久依 | ㊞ |

以　上

# 第12回定時株主総会会場ご案内図

**会 場**　東京都千代田区九段北一丁目８番10号
ベルサール九段（住友不動産九段ビル）
４階 Room4

**交 通**　東京メトロ半蔵門線、都営新宿線　九段下駅
５番出口より徒歩約５分
東京メトロ東西線　九段下駅
７番出口より徒歩約３分



電子提供措置の開始日　2026年６月４日

# 第12回定時株主総会
# その他の電子提供措置事項
# （交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス

**会社の新株予約権等に関する事項**

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| | | 第１回新株予約権 | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2017年２月27日 | 2017年11月27日 | 2018年２月26日 |
| 新株予約権の数 | | 992,324個 | 11,505個 | 3,156個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式　992,324株 | 普通株式　1,150,500株 | 普通株式　315,600株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引き換えに払込は要しない | 新株予約権と引き換えに払込は要しない | 新株予約権と引き換えに払込は要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 70円 | 87円 | 87円 |
| 権利行使期間 | | 2020年２月28日～<br>2027年２月27日 | 2017年11月30日～<br>2027年11月30日 | 2018年２月28日～<br>2028年２月28日 |
| 行使の条件 | | 注(1)(2) | 注(1)(2) | 注(1)(2) |
| 役員の保有状況 | 区分 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 取締役<br>（社外取締役を除く） |
| | 新株予約権の数 | 206,612個 | 1,644個 | 1,578個 |
| | 新株予約権の目的となる株式の数 | 普通株式　206,612株 | 普通株式　164,400株 | 普通株式　157,800株 |
| | 保有者数 | １名 | １名 | １名 |

（注）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

（1）新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は関係会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。

（2）新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（2）その他新株予約権に関する重要な事項

| | 第２回新株予約権 | 第７回新株予約権 | 第８回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | 2017年11月27日 | 2024年10月31日 | 2025年４月21日 |
| 新株予約権の数 | 17,190個 | 600個 | 600個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式　1,719,000株 | 普通株式　60,000株 | 普通株式　60,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引き換えに払込は要しない | 新株予約権と引き換えに払込は要しない | 新株予約権と引き換えに払込は要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 87円 | 1円 | 1円 |
| 権利行使期間 | 2017年11月30日～2027年11月30日 | 2026年11月５日～2028年11月４日 | 2027年５月14日～2029年５月13日 |
| 行使の条件 | 注1 | 注2 | 注2 |

| | 第９回新株予約権 |
|---|---|
| 発行決議日 | 2025年10月３日 |
| 新株予約権の数 | 600個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式　60,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引き換えに払込は要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1円 |
| 権利行使期間 | 2027年10月21日～2029年10月20日 |
| 行使の条件 | 注2 |

（注1）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

(1)本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2)新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

① 定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。

② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた払込価額を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

(3)本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

本信託（第２回新株予約権）の概要は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 名称 | 時価発行新株予約権信託 |
| 委託者 | 林　良太 |
| 信託契約日 | 2017年11月27日 |
| 信託の種類と<br>新株予約権数 | (A01) 8,595個<br>(A02) 8,595個 |
| 交付日 | (A01)2020年11月30日又は金融商品取引所に上場後半年が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午<br>(A02)2022年11月30日又は金融商品取引所に上場後２年半が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午 |
| 信託の目的 | (A01)第２回新株予約権8,595個(１個あたり100株相当)<br>(A02)第２回新株予約権8,595個(１個あたり100株相当) |
| 受益者適格要件 | 当社グループの役職員等を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託(第２回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 |

（注2）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

(1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

**業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項**

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「金融をサービスとして再発明する」というミッションの下、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を目指します。

これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定及び機動的な執行を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備・運用し、業務を適切に分掌し、その改善・充実を図っていくとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る教育、啓蒙、指導に注力する方針です。

また、反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理ルールに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスクマネジメント規程に従い、それぞれの会社及び部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はグループリスク管理委員会が行い、その事務局は当社の管理部門が行うものとします。新たに生じたリスクについては速やかに代表取締役が対応し、責任者となる取締役を定めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
イ．職務権限・意思決定ルールの策定
ロ．常勤取締役、常勤監査役、事業責任者、人事責任者、内部監査担当を構成員とするManagement Meetingの設置
ハ．取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標、月次・四半期・通期業績管理の実施
ニ．取締役会及びManagement Meetingによる月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループの取締役、部門長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を有します。内部監査担当は各部門の内部統制運用状況について内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役及び各部門責任者に報告し、各部門責任者は必要に応じて内部統制の改善策を実施します。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性を保つ体制
監査役の求め又は指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置します。この場合、当該人員は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保します。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重します。

(7) 当社グループの取締役及び使用人の監査役・監査役会への報告体制
当社グループの取締役及び使用人は、監査役・監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役・監査役会に報告します。
監査役・監査役会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。また、監査役は定期的に、監査法人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うことで監査の効率性及び実効性を確保します。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社及び当社の子会社の取締役の職務執行については、社内規定に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、独立役員が、取締役会にて積極的に発言をする機会を設けております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

② 当社は、各部門からの情報収集をもとに、グループリスク管理委員会等を通じてリスク情報を共有することにより、リスクの顕在化の未然防止に努めております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

③ 監査役会は、常勤監査役を議長として、監査役３名(うち社外監査役３名)で構成され、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を実施しております。また、内部監査担当の報告を聴取し、代表取締役とも原則として毎月１回意見交換を行っており、常時重要項目の協議を行っております。

④ 当社の子会社には、当社の取締役、会計監査人及び内部監査担当が定期的に監査を行い、企業集団の業務の適正を確保しております。

# 連結株主資本等変動計算書

自　2025 年 4 月 1 日
至　2026 年 3 月31日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 158,088 | 12,285,908 | △3,509,517 | △0 | 8,934,478 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 24,924 | 24,924 | － | － | 49,848 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | 1,513,173 | － | 1,513,173 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △72 | △72 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 24,924 | 24,924 | 1,513,173 | △72 | 1,562,949 |
| 当期末残高 | 183,012 | 12,310,832 | △1,996,344 | △73 | 10,497,427 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 12,581 | 12,581 | 155,960 | 524,153 | 9,627,174 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | － | － | － | － | 49,848 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | － | － | 1,513,173 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | △72 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 7,517 | 7,517 | 179,471 | 184,430 | 371,420 |
| 当期変動額合計 | 7,517 | 7,517 | 179,471 | 184,430 | 1,934,369 |
| 当期末残高 | 20,099 | 20,099 | 335,432 | 708,584 | 11,561,543 |

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連結注記表

### 1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数　7社

連結子会社の名称

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔ

株式会社ナウキャスト

株式会社スマートプラス

スマートプラス少額短期保険株式会社

株式会社スマートプラスクレジット

株式会社Ｔｅｑｎｏｌｏｇｉｃａｌ

Teqnological Asia Co., Ltd.

（2）　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下のとおりであります。

3月31日　7社

（3）　会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ⅰ　トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

ⅱ　トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)で計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法で計上しております。

ⅲ　デリバティブ

時価法で計上しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ 有形固定資産

建物及び構築物については定額法、その他有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | ４年 |
| 器具備品 | ３～４年 |

ⅱ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金及び準備金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般貸倒債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日) (以下「収益認識会計基準等」という。) を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ⅰ金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業は、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして、顧客に提供しております。

ソフトウェアの受注開発の契約に関する履行義務は、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

ⅱ フィンテックシフト事業

フィンテックシフト事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援として、ソフトウェアの受注開発及びサービスの提供を行っております。ソフトウェアの受注開発に係る収益認識については、上記金融インフラストラクチャ事業のソフトウェアの受注開発と同様となります。

ⅲ ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業の持つビッグデータを主に金融業界及び不動産業界向けに提供するデータサービスビジネス、生成AIの活用を支援するデータAIソリューションビジネスを行っております。

データサービスビジネスにおいては、ライセンスの契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。データAIソリューションビジネスにおいては、データ引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（５年）にわたって均等償却を行っております。

## 2．収益認識に関する注記

（1）収益の分解情報

当社グループは金融インフラストラクチャ事業、フィンテックシフト事業、ビッグデータ解析事業を営んでおります。取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの３事業で計上する収益を売上高として表示しております。収益認識の契約形態別に分解した金額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

| | 金融インフラストラクチャ事業 | フィンテックシフト事業 | ビッグデータ解析事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | |
| 証券インフラストラクチャビジネス | 3,786,164 | － | － | 3,786,164 |
| 保険インフラストラクチャビジネス | 1,377,270 | － | － | 1,377,270 |
| クレジットインフラストラクチャビジネス | 599,591 | － | － | 599,591 |
| マーケティングビジネス | － | 118,005 | － | 118,005 |
| ソリューションビジネス | － | 1,389,906 | － | 1,389,906 |
| データサービス（金融） | － | － | 1,277,353 | 1,277,353 |
| データサービス（不動産） | － | － | 415,691 | 415,691 |
| データAIソリューションビジネス | － | － | 1,216,133 | 1,216,133 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,763,025 | 1,507,911 | 2,909,178 | 10,180,115 |
| その他の収益 | 872,428 | － | － | 872,428 |
| 合計 | 6,635,453 | 1,507,911 | 2,909,178 | 11,052,543 |

（注）当連結会計年度より、報告セグメント「フィンテックソリューション事業」について事業内容をより明確に表現するため、「フィンテックシフト事業」に名称を変更しています。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。また、当連結会計年度より、当社グループの事業構造の変化等を踏まえ、収益の分解情報の区分ごとの業績をより適切に反映させるため、「データライセンスビジネス」、「データ解析支援ビジネス」から「データサービス（金融）」、「データサービス（不動産）」と記載する方法に変更しております。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（3）会計方針に関する事項の④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「売掛金」として表示しております。契約資産は、主に請負契約等によるソリューションサービスにおいて、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に、ライセンス契約における顧客からの前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、196,539千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 1年内 | 543,343千円 |
| 1年超 | ー千円 |
| 合計 | 543,343千円 |

## 3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、次のとおりです。

（1）非上場株式

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券　　46,153千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、市場価格のない株式等の実質価額の見積りについては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

（2）繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　382,991千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性を勘案して将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。

課税所得の見積りは、将来の事業計画に基づいており、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## ４．連結貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　　172,993千円

（２）金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

（３）担保に供している資産

差し入れを受けている有価証券の時価額

当連結会計年度における、差し入れを受けている有価証券の時価額は、信用取引貸付金の本担保証券43,862千円、受入保証金代用有価証券562,618千円であります。

## 5．連結損益計算書に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「2．収益認識に関する注記（1） 収益の分解情報」に記載しております。

（2）販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 給与手当 | 1,166,295千円 |
| 業務委託費 | 642,776千円 |
| 支払手数料 | 1,411,335千円 |
| 通信費 | 42,796千円 |

## 6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　51,898,340株

（2）当連結会計年度の末日における自己株式の総数

普通株式　58株

（3）当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　2,119,412株

（4）当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7．リース取引に関する注記

（借主側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内　123,469千円

1年超　41,156千円

## 8．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

ⅰ金融商品取引業

国内証券子会社は、現物取引においてはお客様から注文を受けた際に、東証の価格とダークプールの価格のうち、有利な方を瞬時に選択して発注するサービス（SMART取引）を提供しております。

お客様からの買い付け資金・信用取引の保証金をお預かりすることにより預り金や受入保証金が生じております。さらに、法令に基づきお預かりしている資金相当額を保全するために信託財産として預託する必要があるため、預託金が生じております。また、信用取引を行う際には、母店証券会社に保証金を預託するための差入保証金、並びに取引残高相当額の証券業における信用取引資産・信用取引負債が生じます。

ⅱ金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び銀行借入によって調達しております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

ⅰ金融商品取引業

証券業における預託金及び短期差入保証金については信用リスクに晒されておりますが、証券業における預託金は信託先との契約に基づき、証券業における短期差入保証金については母店証券会社にてそれぞれの財産が保全されているため、信用リスクは極めて低くなっております。

トレーディング商品についてはマーケットリスク、未収入金及び証券業における信用取引資産については顧客又は取引先に対する信用リスクに晒されております。

貸金業における法人顧客に対する営業貸付金は、顧客の契約不履行による信用リスクに晒されておりますが、将来の損失に備えて貸倒引当金を設定しております。未収収益は主に回収サービス業務資産であり、通常得べかりし収益の水準の変動リスク、繰上返済によるリスク及び金利変動リスクに晒されております。

ⅱ金融商品取引業以外

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、子会社の買収資金の調達等を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年10か月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 証券業

国内証券子会社である株式会社スマートプラスのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額の限度枠を計算し、業務全般のインシデント管理を行っております。

リスク相当額の限度枠は、株式会社スマートプラスの取締役会承認事項として予め設定し、日々算出されるリスク相当額を限度枠内に収めて運営することにより管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準を定める件」に従っております。

(a) 信用リスクの管理

信用取引に係る与信限度額、立替発生の防止及び発生の処理などに関する管理は、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、信用取引に伴うリスク量を含む取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、毎営業日に経理部が算定しております。

(b) 市場リスクの管理

顧客分別金信託及び営業投資有価証券の運用・管理方針は、社内規程で定め、個別の投資は投資額に応じて社内規程に基づき実施しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、経理部が算定しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

支払準備の確保、支払期日の管理方法など資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。また資金繰りの状況は、経理部が管理し、的確な把握を行っております。

ii 少額短期保険業

少額短期保険業を営む子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は、「リスク管理規程」を整備し、リスクの特定、評価、コントロール及びモニタリング並びに経営への報告を行うことにより、リスク管理を実施しております。また、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

(a) 市場リスクの管理

有価証券等の市場リスクを有する資産について、保有限度額及び損失限度を設定し、運用資産残高や含み損益の状況等のモニタリングを行っております。

(b) 信用リスクの管理

与信先ごとの信用格付けに基づいた与信限度額を設定するとともに、大口与信先へのリスクの集中を回避するために総与信残高管理を行っております。また、個別案件の与信審査や問題債権等のモニタリングを行っております。

(c) 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

iii 貸金業

貸金業を営む子会社である株式会社スマートプラスクレジットは、審査システム及び信用格付・自己査定・償却・引当規程を整備し、与信リスクを管理しております。また、将来の顧客の契約不履行に備えるため、信用リスクに応じた貸倒引当金を設定しております。

(a) 市場リスクの管理

未収収益については、主管部署が通常得べかりし収益の水準、市場金利をモニタリングしております。

(b) 信用リスクの管理

営業債権である営業貸付金のうち一部保証を付していない営業貸付金については、主管部署が延滞及び貸倒れの状況をモニタリングしております。

(c) 流動性リスクの管理

当社は資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整により、流動性リスクを管理しております。

ⅳその他

(a) 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念が見込まれる場合にはグループリスク管理委員会へ報告した上で、対応策を講じております。連結子会社についても、各社の与信管理規程に従って、同様の管理を行っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額46,153千円）は次表には含めておりません。なお、現金は注記を省略しており、預金・売掛金・買取債権・証券業における預託金・証券業における信用取引資産・証券業における短期差入保証金・証券業における立替金・未収入金・買掛金・未払金・未払法人税等・証券業における預り金・証券業における受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| 営業貸付金 | 4,457,810 | 4,458,159 | 348 |
| 長期差入保証金 | 219,480 | 215,519 | △3,960 |
| 資産計 | 4,677,291 | 4,673,679 | △3,612 |
| 長期借入金（※） | 1,717,900 | 1,684,258 | △33,641 |
| 負債計 | 1,717,900 | 1,684,258 | △33,641 |

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（3）金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 営業貸付金 | － | 4,458,159 | － | 4,458,159 |
| 長期差入保証金 | － | 215,519 | － | 215,519 |
| 長期借入金 | － | 1,684,258 | － | 1,684,258 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業貸付金

元利金の合計額と当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期差入保証金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

## ９．１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 202円66銭 |
| １株当たり当期純利益 | 29円39銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

当社は、2026年４月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

第10回新株予約権の発行要領

①新株予約権の割当日

2026年４月30日

②新株予約権の割当対象者及び割当数

当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員　39名（600個）

③新株予約権の数

600個（新株予約権1個につき普通株式100株）

④新株予約権の発行価額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式　60,000株

⑥新株予約権の行使時の払込金額

１株当たり１円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ⅱ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ)記載の資本金等増加限度額から、上記ⅰ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

ⅰ)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ⅱ)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ⅲ)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅳ)各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑨新株予約権の行使期間

2028年４月30日から2030年４月29日まで

第11回新株予約権の発行要領

①新株予約権の割当日

2026年４月30日

②新株予約権の割当対象者及び割当数

当社及び当社子会社の取締役及び従業員　18名（9,000個）

③新株予約権の数

9,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）

④新株予約権の発行価額

本新株予約権１個当たり100円

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式　900,000株

⑥新株予約権の行使時の払込金額

１株当たり998円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ⅱ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ)記載の資本金等増加限度額から、上記ⅰ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

ⅰ)新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2029年３月期におけるEBITDAが100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の営業利益に、連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の株式報酬費用及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書）における減価償却費並びにのれんの償却額を加算した数値を参照するものとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の連結損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

ⅱ)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会

が認めた場合は、この限りではない。

ⅲ)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ⅳ)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅴ)各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑨新株予約権の行使期間

2029年７月１日から2031年６月30日まで

# 株主資本等変動計算書

自　2025 年 4 月 1 日
至　2026 年 3 月31日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 158,088 | 133,088 | 11,213,065 | △3,958,749 | △0 | 7,545,491 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 24,924 | 24,924 | － | － | － | 49,848 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | △72 | △72 |
| 当期純利益 | － | － | － | 635,281 | － | 635,281 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 24,924 | 24,924 | － | 635,281 | △72 | 685,058 |
| 当期末残高 | 183,012 | 158,012 | 11,213,065 | △3,323,467 | △73 | 8,230,549 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| 当期首残高 | 155,960 | 7,701,451 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | － | 49,848 |
| 自己株式の取得 | － | △72 |
| 当期純利益 | － | 635,281 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 179,471 | 179,471 |
| 当期変動額合計 | 179,471 | 864,529 |
| 当期末残高 | 335,432 | 8,565,981 |

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 個別注記表

### 1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物及び構築物については定額法、その他有形固定資産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 4年 |
| 器具備品 | 3～4年 |

（3）外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社は関係会社からの経営管理料及び受取配当金を収益計上しております。経営管理料については、経理業務、マネジメント業務等を総合的に提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（1）非上場株式

①当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|---|---|
| 関係会社株式 | 3,806,097千円 |
| 投資有価証券 | 46,153千円 |

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、市場価格のない株式等の実質価額の見積については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　166,262　千円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | | |
|---|---|---|
| 短期金銭債権 | 369,410 | 千円 |
| 短期金銭債務 | 357 | 〃 |

## 4. 損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | | |
|---|---|---|
| 売上高 | 1,881,693 | 千円 |
| 営業外収益 | 69,089 | 〃 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

（1） 当事業年度の末日における自己株式の総数

| | |
|---|---|
| 自己株式 | 58 株 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | | |
|---|---|---|
| 子会社株式 | 1,021,311 | 千円 |
| 繰越欠損金 | 119,402 | 〃 |
| 未払事業税 | 4,418 | 〃 |
| 未収入金 | 550 | 〃 |
| 未払金 | 14,050 | 〃 |
| 未払費用 | 76 | 〃 |
| 資産除去債務 | 20,705 | 〃 |
| 減価償却超過額 | 16,761 | 〃 |
| 株式報酬費用 | 99,701 | 〃 |
| 投資有価証券 | 5,522 | 〃 |
| 未払社会保険料 | 1,133 | 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 1,303,629 | 千円 |
| 評価性引当額 | 1,152,082 | 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 151,547 | 千円 |

繰延税金負債

| | | |
|---|---|---|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 7,678 | 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 7,678 | 〃 |
| 繰延税金資産の純額 | 143,868 | 千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 取引関係 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
| 子会社 | 株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔ | 100.0% | 本社費用の配賦売上及び経営管理料等（注１） | 590,220千円 | 未収入金 | 234,712千円 |
| | | | 配当の受取 | 300,000千円 | － | －千円 |
| | | | 経費の立替 | 286,446千円 | 未収入金 | 29,686千円 |
| 子会社 | 株式会社ナウキャスト | 100.0% | 本社費用の配賦売上及び経営管理料等（注１） | 335,844千円 | 未収入金 | 40,758千円 |
| | | | 配当の受取 | 400,011千円 | － | －千円 |
| | | | 経費の立替 | 205,876千円 | 未収入金 | 20,298千円 |
| 子会社 | 株式会社スマートプラス | 85.0% | 本社費用の配賦売上及び経営管理料等（注１） | 194,789千円 | 未収入金 | 21,581千円 |
| | | | 経費の立替 | 83,686千円 | 未収入金 | 7,007千円 |
| | | | 資金の貸付（注２） | 300,000千円 | 関係会社短期貸付金 | －千円 |
| | | | 資金の返済（注２） | 300,000千円 | | |
| | | | 資金の返済（注２） | －千円 | 関係会社長期貸付金 | 1,000,000千円 |
| | | | 利息の受取（注２） | 20,072千円 | － | －千円 |
| 子会社 | 株式会社スマートプラスクレジット | 100.0% | 資金の貸付（注２） | 1,800,000千円 | 関係会社長期貸付金 | 4,500,000千円 |
| | | | 利息の受取（注２） | 49,016 千円 | 未収利息 | 5,637千円 |

（注）１．本社費用の配賦売上及び経営管理料等は当社で定めた配賦基準に基づいて各子会社へ配賦しております。
２．株式会社スマートプラス及び株式会社スマートプラスクレジットに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

（2）役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社などの名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引関係 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
| 役員 | 林　良太 | 被所有 36.53% | 当社取締役 | ストックオプションの権利行使 | 36,687千円 | － | － |
| 役員 | 伊藤　祐一郎 | 被所有 2.25% | 当社取締役 | ストックオプションの権利行使 | 11,999千円 | － | － |

## 8. １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 158円59銭 |
| １株当たり当期純利益 | 12円34銭 |

## 9. 収益認識に関する注記

（1）収益の分解情報

当社は持株会社としてグループ子会社の経営管理等を行っており、主な財又はサービスの種類は、子会社への経営管理料等であります。当該事業の売上高は1,881,693千円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「「連結注記表」の10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。